

平成21年3月26日

各位

和解に関するお知らせ

当社及び子会社の太平洋炭礦株式会社は昨日、北海道の各炭鉱の元労働者及びその弁護団との間で、じん肺罹患に関する和解合意をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 和解に至るまでの経緯

一昨年来、当社及び子会社の太平洋炭礦株式会社(以下、炭礦社と略する。)が経営した北海道の釧路炭鉱において勤務経験のある北海道の各炭鉱の元労働者及びその弁護団から、じん肺に罹患した労働者に対する損害賠償に関する和解に応じるよう要請を受けました。当社及び炭礦社はこの要請を受け、対象とされた労働者のじん肺認定事実の確認、職業履歴などの調査を行ってまいりました。

当社及び炭礦社は、じん肺患者の高齢化が進んでいること、過去のじん肺裁判の結果などを勘案し、早期に和解をすることが企業の社会的責任を果たすことになると判断し、今般、元労働者及び弁護団と和解することで合意いたしました。

2. 和解内容

当社及び炭礦社は連帯し、和解対象者54名に対し、総額233百万円の和解金を平成21年3月31日までに支払う。

3. 業績に対する影響

平成20年3月期及び当期において、炭礦社がじん肺の和解金に関して合計249百万円の引当を行っているため、当期の当社の業績には特段の影響はございません。

(本件に関する問合せ先)

太平洋興発株式会社 取締役総務部長 板垣 好紀

電話番号 03-5148-3211

以上